

被災者生活再建支援制度のご案内

【半壊世帯の方については、住宅の全解体が条件の制度です。】

1 被災者生活再建支援制度の内容

被災者生活再建支援法に基づき、令和4年福島県沖を震源とする地震による被害により、居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、支援金を支給し、生活の再建を支援するものです。

住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金と、住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金の2つの支援金があります。

2 対象となる被災世帯

伊達市内に居住の世帯で、令和4年福島県沖を震源とする地震による被害により、

- (1) 住宅が全壊した世帯（全壊）
- (2) 住宅が半壊し、住宅をやむを得ず解体した世帯（半壊解体）
- (3) 住宅の敷地に被害が生じ、住宅をやむを得ず解体した世帯（敷地被害解体）
- (4) 住宅が大規模半壊した世帯（大規模半壊）
- (5) 住宅が中規模半壊した世帯（中規模半壊）

※ (1) (2) (4) (5) は「罹災証明書」の被害区分がそれぞれ「全壊」、「半壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」である必要があります。

※ 支援金の申請者は、被災世帯の「世帯主」である必要があります。

※ (2) (3) の場合は解体後の申請となります。（申請期限ご注意ください。）

3 支援金の支給額

支給額は以下の2つの支援金の合計額となります。

A 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

B 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

(単位：万円)

区分		A 基礎支援金 住宅の被害程度	B 加算支援金 住宅の再建方法		支給額 (A+B)
複数世帯	全壊	100	建設・購入	200	300
	半壊解体		補修	100	200
	敷地被害解体		賃借	50	150
世帯の 構成員が 複数	大規模半壊	50	建設・購入	200	250
			補修	100	150
			賃借	50	100
	中規模半壊	-	建設・購入	100	100
			補修	50	50
			賃借	25	25
単数世帯	全壊	75	建設・購入	150	225
			補修	75	150
			賃借	37.5	112.5
	大規模半壊	37.5	建設・購入	150	187.5
			補修	75	112.5
			賃借	37.5	75
	中規模半壊	-	建設・購入	75	75
			補修	37.5	37.5
			賃借	18.75	18.75

※ 1 加算支援金の「賃借」については、公営住宅への入居は除きます。

※2 住宅が「半壊」、「中規模半壊」または「大規模半壊」の罹災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくとは非常に危険であったり、修理するにはあまりにも高い経費がかかるため、これらの住宅を解体した場合には、「半壊解体」、「敷地被害解体」として、「全壊」と同等の支援が受けられます。

4 申請期限

A 基礎支援金：令和6年4月15日まで

B 加算支援金：令和7年4月15日まで

5 申請に必要な書類

【A 基礎支援金】

①被災者生活再建支援金支給申請書

②罹災証明書の原本

③申請者(世帯主)の振込口座の通帳のコピー

(金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人の「ヨミガナ」が印刷された部分)

➡半壊解体の場合に必要な書類

④解体証明書(解体後に市で発行する証明書。防災危機管理課までお問合わせください。)

➡敷地被害解体の場合に必要な書類

④解体証明書(解体後に市で発行する証明書。防災危機管理課までお問合わせください。)

⑤敷地被害を証明する書類(敷地の修復工事の契約書のコピー等)

【B 加算支援金】

⑥住宅の建設・購入、補修または賃借が確認できる契約書(または見積書+領収書)等のコピー

※1 契約書の内容が不明確な場合には追加で見積書等の添付をお願いすることがあります。

※2 補修区分は建物本体に係る工事が対象です。

6 その他留意事項

- ・住宅の所有者であっても実際に居住していない場合は対象となりません。
- ・店舗兼住宅の場合は店舗部分の補修は対象となりません。契約書等を明確に分けていただきますようお願いいたします。
- ・自己所有の住宅に限らず、借家やアパート等の賃貸住宅に居住の場合も対象となります
- ・借家等の大家は対象となりません(大家本人が実際に居住している場合は対象となります)。
- ・「中規模半壊」を除き、基礎支援金を申請し、住宅の再建方法が決まってから加算支援金の申請をすることができます。
- ・「中規模半壊」を除き、加算支援金のみを申請することはできません。
- ・加算支援金について、「賃借」50万円で申請・受給したあとに、申請期間内に住宅の「建設・購入」を行う場合は、「建設・購入」として、2回目の申請を行うことができます。この場合、支給額は、「賃借」50万円と「建設・購入」200万円との差額150万円です(2回目に「補修」で申請する場合も同様です)。
- ・「補修」で加算支援金を受給した場合には、その後自己都合で建替えなどされたとしても加算支援金の差額申請はできません。
- ・申請書受付後、不足書類等があった場合は、あらためて連絡する場合があります。また支給には2～3か月かかります(書類等に不備がない場合)。

7 受付・問合せ

【申請受付】防災危機管理課 電話 024-575-1197

住所：伊達市保原町字舟橋180 中央棟3階 受付時間：平日8時30分～17時15分